

第5次 印西市行政改革大綱

(平成28年度～平成32年度)



平成28年3月

< 目 次 >

第5次印西市行政改革大綱及び第5次印西市行政改革実施計画 体系図	1
1 行政改革の必要性	2
2 市を取り巻く現状と課題	2
①厳しさを増す財政状況	2
②地方分権改革の進展	2
③公共施設等の老朽化の進行	3
3 大綱の基本方針	3
4 計画期間	3
5 基本目標と基本施策	4
基本目標1 持続可能な財政運営の推進	4
基本施策1-1 自主財源の確保	4
基本施策1-2 歳出経費の抑制	4
基本施策1-3 計画的な財政運営の推進	4
基本施策1-4 地方公営企業の経営健全化	4
基本目標2 公共施設等の適正な管理	4
基本施策2-1 公共施設等総合管理計画の推進	5
基本施策2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理	5
基本目標3 効率的な行政運営の推進	5
基本施策3-1 組織の見直し	5
基本施策3-2 定員管理の適正化	5
基本施策3-3 人材育成の推進	5
基本施策3-4 電算化による効率的な事務処理の推進	6
基本施策3-5 各種施策等の行政評価の実施	6
基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進	6
基本施策4-1 事務事業の見直し	6
基本施策4-2 行政サービスの見直し	6
基本施策4-3 市民協働事業の推進	6
6 行政改革の推進にあたって	7
7 行政改革実施計画書の策定	7
8 参考資料	8
①諮問・答申	8
②関係例規	10
③行政改革推進委員会委員名簿	13

印西市総合計画

将来都市像実現のための施策のひとつ

第5次 印西市行政改革大綱

(平成28年度～平成32年度)

基本目標

基本施策

基本目標 1
持続可能な財政運営の
推進

- 1-1 自主財源の確保
- 1-2 歳出経費の抑制
- 1-3 計画的な財政運営の推進
- 1-4 地方公営企業の経営健全化

基本目標 2
公共施設等の適正な
管理

- 2-1 公共施設等総合管理計画の推進
- 2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理

基本目標 3
効率的な行政運営の
推進

- 3-1 組織の見直し
- 3-2 定員管理の適正化
- 3-3 人材育成の推進
- 3-4 電算化による効率的な事務処理の推進
- 3-5 各種施策等の行政評価の実施

基本目標 4
効率的・効果的な行政
サービスの推進

- 4-1 事務事業の見直し
- 4-2 行政サービスの見直し
- 4-3 市民協働事業の推進

第5次 印西市行政改革実施計画

1 行政改革の必要性

平成22年3月23日に、1市2村の合併により新印西市が誕生しました。

この合併後、平成24年4月には、基礎自治体としての総合性、自立性を高めるとともに、行政の効率性、機動性を備えるための一方策として「第4次印西市行政改革大綱」（計画期間：平成24年度～平成27年度）を策定し、行政改革を進めてきたところです。

しかし、今後の市政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展等に伴う市税の減収、公共施設の老朽化等に伴う財政負担の増加、地方分権の進展等による事務事業の増加など、ますます厳しい状況になることが予想される中で、新たなニーズに対応するため、限られた財源で、柔軟かつ効果的な行財政の運営を図ることが必要となります。

このような状況の中、平成27年度に第4次大綱の計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、将来に渡って持続可能な自治体運営を行うため、新たな行政改革大綱を策定し、行財政改革を積極的に推進していく必要があります。

2 市を取り巻く現状と課題

① 厳しさを増す財政状況

印西市の財政状況は、歳入面では高齢化等による市税の伸び悩みが懸念され、さらには合併に伴う普通交付税の特例措置分が平成27年度から段階的に減少し、平成32年度には平成26年度と比較して約22億円減額となる見込みです。

また、歳出面では、高齢化の進展や福祉ニーズ等の増大に伴う扶助費等の社会保障関係経費の増加や、学校や道路をはじめとした公共施設の維持管理及び改修費の増加が財政運営の重い負担となることが見込まれます。

将来の財政負担については、平成26年度末現在で地方債（自治体が一会計年度を越えて行う借入）残高が約201億円、債務負担行為支出予定額（将来、実質的に負担することが見込まれる額）が約105億円と重い将来債務となっている現状から、今後も厳しい財政運営となることが予想されます。

② 地方分権改革の進展

国は、地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生する「地方創生」に向け、関係法令の整備や担当大臣の設置、新たな広域連携の仕組みである地方中枢拠点都市の創設など、政府を挙げて取り組んでいるところであり、地方分権改革は、地方創生において極めて重要なテーマとしています。これまでの二期にわたる地方分権改革では、法令に基づく事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどが進められてきましたが、第5次地方分権一括法では、地域の提案に基づく改革を進めることとなりました。これにより、意欲ある地方が、地域の特性に即した課題の解決を図ることを目指し、自らの創意工夫を積極的に発揮することが求められるところで

あり、自主性・自立性の高い行政運営に対する要請が一層高まることとなります。

③ 公共施設等の老朽化の進行

市が保有する公共施設等は、昭和59年の千葉ニュータウンのまちびらき等を契機として、集中的かつ継続的に新規投資が行われてきましたが、こうした公共施設等が老朽化し、今後、大規模修繕や建替えの時期を迎えることとなります。平成26年度に行った市有建築物の現況調査では、今ある施設をすべて更新するものと仮定した場合、今後50年間における建替え・大規模修繕・維持管理にかかる費用が総額で2,953億円と見込まれ、1年あたりの平均額では59億円が必要となると推計されます。これは、市の財政にとって大変な負担となることから、今後は、今ある公共施設を長期的な視点で建替え及び大規模修繕・統廃合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが必要となります。

3 大綱の基本方針

「第5次印西市行政改革大綱（平成28年度～平成32年度）」は、前で述べた課題に対応するとともに市の総合計画における将来都市像「ひと まち 自然 笑顔が輝くいんざい」の実現のため、4つの基本目標のもと行政改革を推進します。

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

基本目標2 公共施設等の適正な管理

基本目標3 効率的な行政運営の推進

基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

4 計画期間

本大綱の計画期間は、印西市総合計画（第2次基本計画）との整合を図り平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

5 基本目標と基本施策

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

税収の大幅な増加が見込めない中で、社会保障関連経費は増加の一途をたどるなど、厳しい財政状況の中、自立可能な健全で安定した行財政運営を進めるため、歳出の膨張の抑制、財政計画の着実な実践による財政健全化の堅持、継続した自主財源確保の方策を検討するなど、持続可能な財政運営を推進します。

基本施策1-1 自主財源の確保

将来にわたる財政の安定と健全性の確保を図るため、引き続き、市税等の徴収強化、未利用財産の売却、市有財産への広告掲載、「使用料、手数料設定等に関する事務指針」に基づく使用料、手数料の見直しなどを行い、自主財源の確保に努めます。

基本施策1-2 歳出経費の抑制

厳しい財政状況を踏まえ、「最小の経費で最大の効果」を基本に、人件費の抑制、補助金の整理合理化、各種歳出経費の抑制に向けた取り組みを行います。

基本施策1-3 計画的な財政運営の推進

将来の財政負担を見通した中長期的な視点から、効率的かつ適正な財政運営を進めていくため、財政計画等に基づき計画的な財政運営を推進します。また、公共施設等総合管理計画などを踏まえ、基金を適正に管理するなど必要な財源の確保に努めます。

基本施策1-4 地方公営企業の経営健全化

経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

基本目標2 公共施設等の適正な管理

既存の公共施設及びインフラ資産については、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の更新、統廃合、長寿命化など、どのように公共施設等を管理し、将来の維持管理費用の削減と平準化について、基本的な考え方を明らかにします。また、この基本的な考え方に基づき、市民の理解を得ながら、公共施設の整理統合等を行います。

基本施策2-1 公共施設等総合管理計画の推進

インフラや公共施設等の市有資産は、今後老朽化による更新時期を次々と迎えることとなり、長期的な視点で公共施設等を計画的に維持管理していくことが必要となることから、施設の更新、統廃合、長寿命化などの基本的な推進方針について、記載した公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、維持管理費の削減と平準化を図ります。

基本施策2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理

公共施設等総合管理計画とともに公共施設の適正配置実施方針を策定し、これに基づき、市民の理解を得ながら、公共施設の整理、統合、利活用について協議を重ね、再編を図ります。また、施設を長期活用する観点から、これまで行ってきた事後修繕から予防修繕に転換し、計画的な施設の維持管理を図ります。

基本目標3 効率的な行政運営の推進

複雑・多様化する市民ニーズや様々な行政課題に即応した施策を展開するため、業務の合理化により組織を見直します。また、職員の意識改革や能力向上を図るとともに、事務処理の更なる電算化などにより、効率的な行政運営を推進します。

基本施策3-1 組織の見直し

複雑・多様化する市民ニーズに対応し、効率的・効果的な行政サービスを実施するため事務事業の検証により、組織の肥大化を極力抑制しつつ、新たな政策課題にも横断的かつ迅速な対応が図れる組織運営に努めます。

基本施策3-2 定員管理の適正化

厳しい財政状況の中、複雑・多様化する市民ニーズ、地方分権の進展による新たな事務に対応するため、定員管理計画に基づき、各部門への職員の配置及び年齢構成の平準化を図りながら適正な職員数の確保に努めるとともに、再任用職員の活用による事務の効率化を図るなど人員配置を柔軟に対応します

基本施策3-3 人材育成の推進

社会情勢の変化や地方分権の進展に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、「人材育成基本方針」に基づき研修体制等の充実を図るとともに、公平・公正な人事評価制度を確立し、職員の能力を最大限発揮できる人事管理に努めます。また、一層多様化・高度化する行政課題に対応していくため、豊富な経験を持つ人材及び専門分野に精通した人材の積極的な登用や職員の意識改革により創意工夫・改善を推進します。

基本施策3-4 電算化による効率的な事務処理の推進

事務処理等をさらに電算化するとともに、紙ベースの資料の電子化を進め、行政情報のオープンデータ化を検討し、市民及び職員の負担軽減を図り、更なる事務の合理化、効率化を推進します。

基本施策3-5 各種施策等の行政評価の実施

市の基本計画等で定めた各種施策等について、行政評価を実施し、マネジメントサイクルにより効果的な行政運営を推進します。また、市民満足度・重要度調査などの実施により市民ニーズを把握し、市民満足度の向上に努めながら、改革に反映していきます。

基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

行政サービスをより充実したものとするため、事務事業の効果を検証するとともに、行政が果たすべき役割を改めて見直し、民間がより効率的に実施できるものは民間に委ねます。また、市民団体や企業等との連携を図り、効率的・効果的な行政サービスを推進します。

基本施策4-1 事務事業の見直し

各課等における事務事業の見直しを行い、行政サービスの向上を図るため、民間事業者の専門知識やノウハウを効果的、効率的に活用することができる事務事業については、民間委託や指定管理者など民間活力の更なる導入を推進します。

基本施策4-2 行政サービスの見直し

「市民の便益の向上」を基本に現状の行政サービスを検証、改善し、市民の立場に立って、各種窓口事務の効率的な運営、番号制度による各種申請等の簡素化など、より便利さを実感できるように努めます。

基本施策4-3 市民協働事業の推進

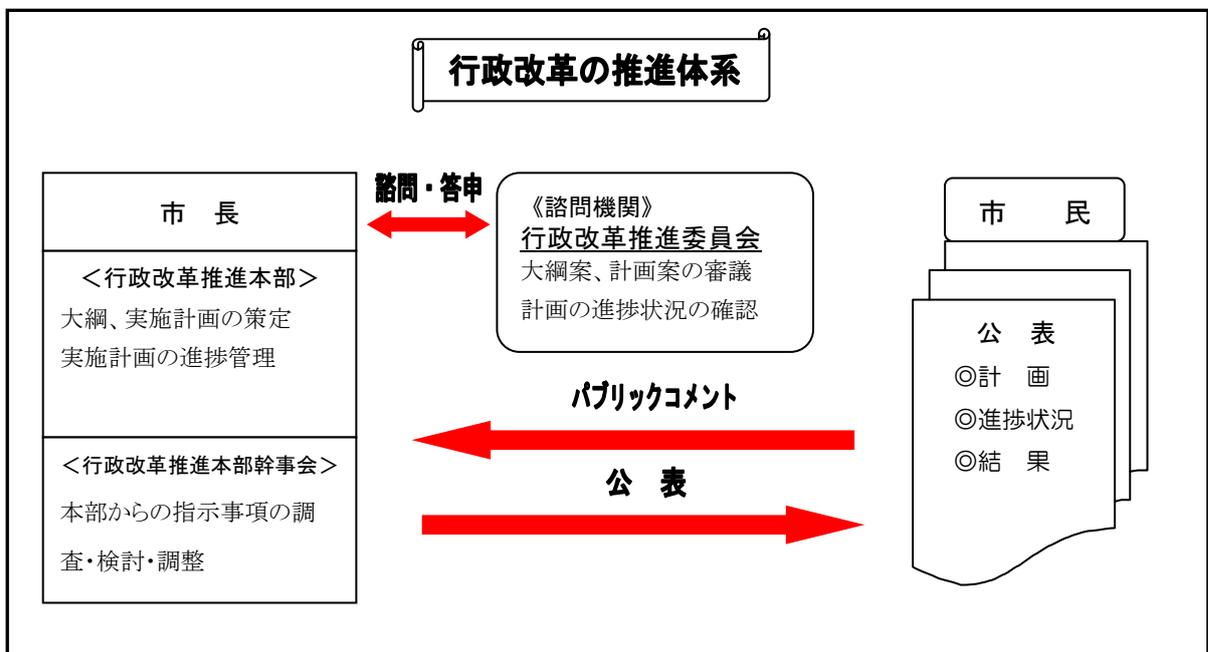
NPO・市民活動団体をはじめとした多様な主体が市と協働し、地域に応じたきめ細かい行政サービスの充実を図るため、市民及び職員の意識高揚を図るとともに市民活動支援を実施し、更なる協働の取り組みを推進します。

6 行政改革の推進にあたって

市民の代表等からなる「印西市行政改革推進委員会」では、各年度の進捗状況の報告を受け、行政改革推進における重要事項の調査・審議を行います。

また、行政改革を確実に実施するため、市長を本部長とする「印西市行政改革推進本部」において、大綱に基づいた取り組み（実施計画）の進行管理を行います。

さらに、計画の推進にあたっては、わかりやすい目標の設定及び結果の公表を行いながら実施していきます。



7 行政改革実施計画書の策定

第5次印西市行政改革大綱に基づき、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とした「第5次印西市行政改革実施計画書」を策定し公表します。

実施計画書では、目標値をできるだけわかりやすい指標を用いて示し、毎年度実施計画の進捗状況を公表していきます。

また、行政環境の変化に迅速に対応するため、必要に応じて実施計画を見直します。

8 参考資料

① 諮問・答申

(1) 諮問書

印西行第69号

印西市行政改革推進委員会
会長 築山 俊史 様

第5次印西市行政改革大綱の策定について（諮問）

本市では、その時々の市民ニーズや社会情勢の変化などに応じた行政改革を着実に推進するため「行政改革大綱」を策定し、適宜見直し等を重ねてきました。平成24年度に策定した「第4次行政改革大綱」は平成27年度で計画期間が終了となりますが、依然として市政を取り巻く状況は厳しさを増すことが見込まれることから、平成28年度以降も新たな大綱を策定し、着実に行政改革を推進する必要があると考えております。

つきましては、行政改革推進委員会設置条例第2条の規定により、委員の皆様のご意見を求めたいので、下記の事項について諮問します。

平成27年8月6日

印西市長 板倉 正直

記

- 1 諮問内容 第5次印西市行政改革大綱について

(2) 答申書

平成28年1月28日

印西市長 板倉 正直 様

印西市行政改革推進委員会
会長 築山 俊史

印西市行政改革大綱及び印西市行政改革実施計画の策定について（答申）

平成27年8月6日付け、印西行第69号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

当委員会は、平成27年8月6日に諮問を受け、平成27年8月6日、平成27年10月16日及び平成27年12月21日に委員会を開催し、パブリックコメントにおける市民意見等を踏まえ、慎重審議いたしました。

その結果、第5次印西市行政改革大綱では、社会情勢の変化に伴う新たなニーズへの対応や公共施設の老朽化など財政負担の増加が見込まれ、厳しさを増す財政状況の中、限られた財源で、柔軟かつ効果的な行財政運営を行う必要があることから、別添のとおり第5次印西市行政改革大綱（案）及び第5次印西市行政改革実施計画（案）を策定しましたので、これにより行政改革を積極的に推進することを要望いたします。

- (1) 第5次印西市行政改革大綱は、4つの基本目標により構成するものとする。
(詳細については、別添のとおり)

改革事項

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

- 1-1 自主財源の確保
- 1-2 歳出経費の抑制
- 1-3 計画的な財政運営の推進
- 1-4 地方公営企業の経営健全化

基本目標2 公共施設等の適正な管理

- 2-1 公共施設等総合管理計画の推進
- 2-2 公共施設の見直しと計画的な維持管理

基本目標3 効率的な行政運営の推進

- 3-1 組織の見直し
- 3-2 定員管理の適正化
- 3-3 人材育成の推進
- 3-4 電算化による効率的な事務処理の推進
- 3-5 各種施策等の行政評価の実施

基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

- 4-1 事務事業の見直し
- 4-2 行政サービスの見直し
- 4-3 市民協働事業の推進

- (2) 第5次印西市行政改革大綱及び第5次印西市行政改革推進計画の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とする。

なお、行政環境の変化に迅速に対応するため、必要に応じて実施計画を見直すこととする。

②関係例規

印西市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第16号）

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、印西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、印西市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（略）

印西市行政改革推進委員会設置条例施行規則

（昭和60年規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、印西市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第16号）第7条の規定に基づき、印西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（付議事項等の通知）

第2条 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(説明又は資料の提出等)

第3条 委員会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は参考意見を聞くことができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

印西市行政改革推進本部設置要綱 (平成9年告示第70号)

(設置)

第1条 市は、活力ある地域社会の形成と市民福祉の増進を目指して、行財政体系の簡素化及び効率化に努め、その実現を図るため、印西市行政改革推進本部 (以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

(2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を主宰し、これを代表する。

4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 副本部長は、副市長をもって充てる。

6 本部員は教育長、印西市行政組織条例 (平成8年条例第13号) 第2条に規定する部、印西市教育委員会行政組織規則 (昭和41年教育委員会規則第1号) 第11条の表に規定する教育部及び印西市水道事業の設置等に関する条例 (昭和52年条例第12号) 第4条第2項に規定する水道部の長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部に指示された事項及び推進本部に付議すべき事案の調査、検討及び調整を行う。

3 幹事会は、総務部長、印西市行政組織規則 (平成9年規則第31号) 第6条第1項に規定する課の長及び第7条第1項に規定する課の長、印西市支所及び出張所設置条例施行規則 (平成22年規則第5号) 第4条第1項に規定する支所長、印西市教育委員会行政組織規則 (昭和41年教育委員会規則第1号) 第11条に規定する課の長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、

農業委員会事務局長並びに印西市水道事業処務規程（昭和57年水道事業管理規程第1号）第2条に規定する課の長の職にある者をもって構成する。

- 4 幹事会は、総務部長が招集し、これを主宰する。
- 5 総務部長に事故あるときは、総務部行政管理課長がその職務を代理する。

（専門部会の設置）

第6条 本部長は、行政改革の効果的な推進を図るために、必要と認めるときは、推進本部の会議の決定により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本部長が任命する者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 専門部会は、必要と認めるときに部会長が招集する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（行政改革推進主任）

第7条 印西市行政組織規則第6条第1項及び第7条第1項に規定する課、印西市支所及び出張所設置条例施行規則第2条に規定する課、印西市教育委員会行政組織規則第11条に規定する課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局並びに印西市水道事業処務規程第2条に規定する課（以下「課等」という。）に行政改革推進主任を置く。

- 2 行政改革推進主任は、課等の長が指名する者をもって充てる。
- 3 行政改革推進主任は、所属する課等の行政改革に関する事務を処理するものとする。

（各部等の協力）

第8条 推進本部は、事務の執行に当たり、必要と認められる資料の提出、調査の実施等を各部等の長に求めることができる。

（推進本部の庶務）

第9条 推進本部の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

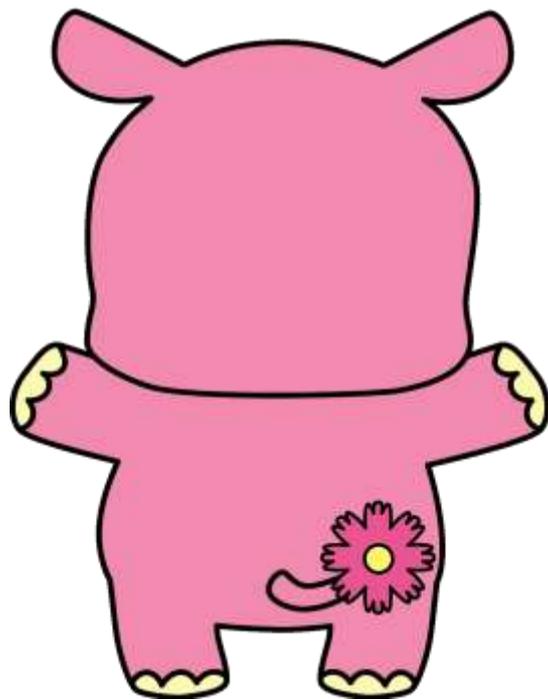
（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則（略）

③行政改革推進委員会委員名簿

氏名	役職等	任期	備考
築山 俊史	大学教授	H26.3.1~H29.2.28	会長
藤澤 進	NPO法人代表	H26.3.1~H29.2.28	職務代理者
大森 哲	元自治体職員	H26.3.1~H29.2.28	
神沢 學	企業非常勤監査役	H26.3.1~H29.2.28	
木村 誠	公募委員	H26.3.1~H29.2.28	
坂口 三郎	公募委員	H26.3.1~H29.2.28	
鈴木 和男	公募委員	H26.3.1~H29.2.28	
林 良子	保護司	H26.3.1~H29.2.28	
増田 博子	元自治体職員	H26.3.1~H29.2.28	
森 美佳	元青少年相談員	H26.3.1~H29.2.28	



平成28年3月

編集・発行 印西市 総務部行政管理課